

重 要

平成 22 年 4 月 5 日

第二種使用等遺伝子組換え実験
実験責任者・実験従事者・実験実施予定者 殿

学 長 薬師寺 道明

遺伝子組換え実験について

平成 22 年 3 月 31 日香川大学における「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第 12 条拡散防止義務違反疑いに関する報道がありました。内容は、遺伝子組換え実験に使用した大腸菌の培養液などを不活性化処理せず、そのまま実験室内の流しに廃棄した疑いがあるものです。

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」では、拡散防止のため、遺伝子組換え生物等の廃棄の前には不活化の措置を講ずるよう義務付けております。

もし、同様の違反があれば、一定期間の遺伝子組換え実験停止等の処分が大学として科される可能性もあり、本学の研究活動に重大な影響を与えることになります。

については、遺伝子組換え実験に関係する教職員におかれましては、このようなことの無い様、遺伝子組換え生物等の拡散防止措置（廃棄前の不活性化処理、組換え生物（Tg、KO）使用におけるねずみ返しの設置及び実験施設入口への掲示等）について再認識頂き、十分注意の上、実験されるようお願いいたします。

【参考】

- ・ 文部科学省（ライフサイエンスにおける安全に関する取り組み）
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/anzen.html#kumikae>
- ・ 久留米大学遺伝子組換え実験安全委員会ホームページ
<http://www.med.kurume-u.ac.jp/med/joint/kumikae/index.htm>